

# 熊本市半導体関連企業との取引拡大支援事業補助金交付要綱

制定 令和8年4月28日市長決裁

## (目的)

第1条 この要綱は、小規模企業者、中小企業者又は小規模企業者及び中小企業者を主体とした組合若しくは任意団体等が実施する半導体関連産業に関する各種展示会等への出展事業に対し必要な経費の一部を補助することで、本市事業者の半導体関連企業との取引拡大を図り、もって本市経済の活性化に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業者 別表に掲げる補助対象業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社及び個人事業主）であり、常時使用する従業員の数が20人以下（卸売業、小売業に属する事業を主たる事業として営むものについては5人以下）の事業者をいう。
- (2) 中小企業者 別表に掲げる補助対象業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社及び個人事業主）であり、常時使用する従業員の数が300人以下（卸売業、サービス業に属する事業を主たる事業として営むものについては100人以下、小売業に属する事業を主たる事業として営むものについては50人以下）の事業者をいう。
- (3) 展示会等 製造品等の販売、取引先及び事業の提携先の開拓、受注及び発注の機会の確保等を目的に、対面またはオンラインで行われる展示販売会、見本市、商談会等をいう。

## (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、熊本市内に本社または主たる事業所を有するものであって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。ただし、団体の場合は、2分の1以上が熊本市内に本社または主たる事業所を有するものをもって組織されたものであって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 小規模企業者、中小企業者又は小規模企業者及び中小企業者を主体とした事業協同組合又は協業組合若しくは任意団体であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に掲げるもの（以下、「暴力団員等」という。）に該当しないこと。

## (補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が実施する次の各号のいずれかに該当する事業であるものとする。ただし、原則として、国、地方公共団体等の補助金を同時に受ける事業は、補助事業から除くものとする。

- (1) 熊本県内外で開催される半導体関連産業に関する各種展示会への出展事業  
ただし即売ができる展示会等は対象外とする。
- (2) 半導体関連企業との取引拡大を見据えた市場調査に係る事業
- (3) 品質・環境・情報セキュリティマネジメントシステム等の国際規格認証（ISO）取得、SBT 認証取得等に係る事業
- (4) 前号に掲げるもののほか、特に市長が認めるもの

## (補助対象期間)

第5条 補助事業が補助金の交付対象となる期間は、第10条の規定による交付決定があった日から市が指定する日までとする。

## (補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、補助事業の実施に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 出展料（展示会等の主催者に支払う出展又は参加に係る経費。）
- (2) 小間装飾費（備品のリース料並びに電気ガス水道等の工事費及び使用料。）
- (3) 宿泊費及び交通費（1事業者につき、3名を上限とする。）
- (4) パネル・のぼり作成費（展示会等への出展に係るものに限る。）
- (5) ポスター・パンフレット作成費（展示会等への出展に係るものに限る。）
- (6) 輸送費（展示会等への出展に係るものに限る。）
- (7) 自社・商品PR用写真・動画コンテンツ作成費（展示会等への出展に係るものに限る。）

- (8) 翻訳費（国外における展示会等への出展に係るものに限る。）
- (9) 市場調査に要する専門業者への委託費
- (10) 品質・環境・情報セキュリティマネジメントシステム等の国際規格認証（ISO）取得、SBT 認証取得等に係る専門業者への相談に要する謝礼やコンサルティング料または、認証取得のための出願手数料、認証取得手数料、認証登録料、代理人費用、書類作成費、翻訳費

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費（税抜金額）の合計額の2分の1以内の額とし、1件につき20万円を上限とする。ただし、補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（交付の制限）

第8条 この要綱に基づく補助金の交付を受けた事業者については、交付決定日の属する年度の翌年度は、本補助金の交付対象としない。

（交付の申込）

第9条 補助金の交付を受けようとするものは、熊本市半導体関連企業との取引拡大支援事業補助金交付申込書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならないこととする。

（事前着手）

第9条の2 補助金の交付を受けようとするものは、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができないものとする。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施した場合において、着手前に熊本市半導体関連企業との取引拡大支援事業補助金事前着手届（様式第2号）を市長に提出し、適当と認められたときは、この限りでない。

（交付の決定）

第10条 第9条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定した場合は、熊本市半導体関連企業との取引拡大支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項に定める審査は、次の基準により行うものとする。

- (1) 出展事業の場合、半導体関連産業に関する各種展示会等への出展であり、取引拡大が期待できるものであること。
- (2) 事業内容が市場性及び熟度において優れていること。

3 補助金の交付の決定は、交付申込書を先着順に審査して行うものとする。ただし、同日に到達した交付申込書のうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定せざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申込みのうちから、抽選により交付決定をする。

（交付の条件）

第11条 前条の規定による交付の決定をする場合は、次に掲げる条件を付すこととする。

- (1) 交付申請書に記載した事項を変更しようとするとき（軽微な変更をしようとするときを除く。）は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (3) 補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が完了したときは、その日から30日を経過する日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、市長に対し所定の実績報告を行うこと。
- (5) 補助金の額の確定のために書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
- (6) 補助金の支払の請求は、その額の確定後、別に指定する期限までに所定の請求書により行うこと。
- (7) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (8) 補助金を他の用途に使用しないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、法令その他市長が必要と認める事項を遵守すること。

（補助事業の変更又は中止の手続）

第12条 第10条の規定による交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）が補助事業を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、熊本市半導体関連企業との取引拡大支援事業補助金に係る事業の変更・中止承認申請書（様式第4号）に必要な書類を添付して市長に提出するとともに、その承認を受けなければならないこととする。

2 前項の規定による変更・中止承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、これを承認することとした場合は、熊本市半導体関連企業との取引拡大支援事業補助金に係る事業の変更・中止承認通知書（様式第5号）により当該補助事業者に通ずるものとする。この場合において、承認に当たり必要と認めるとき

は、当該通知に際し、条件を付するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の完了後（補助事業に必要な手続きが完了した日を指す。また、補助事業の中止の承認を受けた場合を含む。）、その日から30日を経過する日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、熊本市半導体関連企業との取引拡大支援事業補助金に係る実績報告書（様式第6号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならないこととする。

2 補助事業者は、やむをえない理由により、前項の規定する期間内に実績報告書等の提出を行うことができない場合は、同期間内に熊本市半導体関連企業との取引拡大支援事業補助金に係る実績報告書提出遅延理由書（様式第7号）を市長に提出しなければならないこととする。

(補助金の額の確定)

第14条 前条の規定による実績報告書等の提出があったときは、報告された補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかにつき審査するとともに、必要に応じて書類確認、質問等を行い、これらに適合すると認めるときは、熊本市半導体関連企業との取引拡大支援事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 前条の規定による交付確定通知を受けた補助事業者は、当該通知を受けた日から速やかに、熊本市半導体関連企業との取引拡大支援事業補助金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならないこととする。

(交付決定の取消し)

第16条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助事業者に係る交付決定を取り消すことができることとする。

- (1) 第11条に規定する交付の条件に違反したとき。
- (2) 第12条第2項に規定する承認の条件に違反したとき。
- (3) 補助事業者としての要件を満たさなくなったとき。
- (4) 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (5) 暴力団員等に該当することが判明したとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(違約加算金)

第18条 補助事業者は、第16条の規定による取消しを受け、補助金の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとす

る。

3 第1項の違約加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求された補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金の額に充てられたものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第19条 市長は、補助事業者が補助金の返還を請求され、当該補助金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(財産の処分の制限)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 不動産及びその従物
  - (2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの
  - (3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、当該財産を当該目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供する前に、当該補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は当該目的若しくは当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、同項の承認を要しない。
- (雑則)

第21条 補助金の交付は、予算の範囲内で行うこととする。

2 熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）第11条第2項から第4項までの規定は、この補助金の交付について適用しない。

3 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月28日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

#### 別表（第2条関係）

補助対象業種	日本標準産業分類（令和5年7月改定）において以下の分類に規定する業種 ・大分類E 製造業 ・大分類G 情報通信業 内 中分類39 情報サービス業
--------	---

様式第1号（第9条関係）

熊本市半導体関連企業との取引拡大支援事業補助金交付申込書

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所  
申込者 企業名  
(団体名)  
代表者

熊本市半導体関連企業との取引拡大支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

- |                             |                   |
|-----------------------------|-------------------|
| 1 補助事業の名称                   | 半導体関連企業との取引拡大支援事業 |
| 2 補助事業の内容                   | 補助事業計画書のとおり       |
| 3 補助対象経費                    | 補助事業計画書のとおり       |
| 4 補助金の交付申込額                 | 補助事業計画書のとおり       |
| 5 添付資料                      |                   |
| (1) 補助事業計画書                 |                   |
| (2) 補助要件に適合することを確認するための補足資料 |                   |
| (3) 補助対象経費に係る見積書            |                   |
| (4) 市税滞納有無調査承諾書             |                   |
| (5) その他市長が必要と認める書類          |                   |

様式第2号（第9条の2関係）

熊本市半導体関連企業との取引拡大支援事業補助金事前着手届

年 月 日

熊本市長 （宛）

住 所  
申込者 企業名  
(団体名)  
代表者

年 月 日付けで交付申込書を提出した標記事業について、下記条件を了承の上、補助金の交付決定前に着手したため、熊本市半導体関連企業との取引拡大支援事業補助金交付要綱第9条の2の規定により届けます。

記

- 1 交付決定した補助金が事業計画書に記載した補助金額に達しない場合において、異議がないこと
- 2 当該事業の着手から補助金交付決定を受ける期間においては、計画変更をしないこと

補助事業の名称 半導体関連企業との取引拡大支援事業

交付決定前着手理由

熊本市半導体関連企業との取引拡大支援事業補助金交付決定通知書

発第 号  
年（ 年） 月 日

様

熊本市長

年（ 年） 月 日付で交付申請のあった熊本市半導体関連企業との取引拡大支援事業補助金について、熊本市半導体関連企業との取引拡大支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 半導体関連企業との取引拡大支援事業
- 2 補助対象経費 \_\_\_\_\_ 円
- 3 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 補助金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。
- 5 交付の条件は次のとおりとする。
  - (1) 交付申込書に記載した事項を変更しようとするとき（軽微な変更をしようとするときを除く。）は、あらかじめ市長の承認を受けること。
  - (2) 補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
  - (3) 補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
  - (4) 補助事業が完了したときは、完了した日から30日を経過する日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、市長に対し所定の実績報告を行うこと。
  - (5) 補助金の額の確定のために書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
  - (6) 補助金の支払の請求は、その額の確定後、別に指定する期限までに所定の請求書により行うこと。
  - (7) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
  - (8) 補助金を他の用途に使用しないこと。
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、法令その他市長が必要があると認める事項を遵守すること。
- 6 補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が補助を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがある。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- 7 前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交付を一時停止することがある。
- 8 この補助金については、別に地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、本市監査委員の監査を受けることがある。
- 9 この補助金については、別に地方自治法第221条第2項の規定により、本市が直接その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

様式第4号 (第12条関係)

熊本市半導体関連企業との取引拡大支援事業補助金に係る事業の変更・中止承認申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所  
申込者 企業名  
(団体名)  
代表者

年 ( 年) 月 日付け 発第 号で補助金の交付決定を受けた事業について、下記のとおり計画変更・中止したいので、熊本市半導体関連企業との取引拡大支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、承認を申請します。

記

- 1 補助事業の名称 半導体関連企業との取引拡大支援事業
- 2 計画変更の内容
- 3 計画変更・中止の理由
- 4 変更後補助対象経費 \_\_\_\_\_ 円
- 5 変更後補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円
- 6 添付書類
  - (1) 変更後の補助事業計画書
  - (2) 変更後の補助対象経費に係る見積書
  - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第5号 (第12条関係)

熊本市半導体関連企業との取引拡大支援事業補助金に係る事業の変更・中止承認通知書

発第 号  
年 ( 年) 月 日

様

熊本市長

年 ( 年) 月 日付け 発第 号で通知した熊本市半導体関連企業との取引拡大支援事業補助金について、熊本市半導体関連企業との取引拡大支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 半導体関連企業との取引拡大支援事業
- 2 変更後補助対象経費 \_\_\_\_\_ 円
- 3 変更後補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

様式第6号（第13条関係）

熊本市半導体関連企業との取引拡大支援事業補助金に係る実績報告書

年 月 日

熊本市長 （宛）

住 所  
申込者 企業名  
(団体名)  
代表者

年（ 年） 月 日付け 発第 号で補助金の交付決定を受けた下記事業が完了したので、熊本市半導体関連企業との取引拡大支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 半導体関連企業との取引拡大支援事業
- 2 添付資料
  - (1) 補助事業報告書
  - (2) 領収書の写しその他の補助対象経費を支出したことが確認できる書類
  - (3) 作成物、写真等
  - (4) その他市長が必要と認める書類

様式第7号 (第13条関係)

熊本市半導体関連企業との取引拡大支援事業補助金に係る実績報告書提出遅延理由書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所  
申請者 企業名  
(団体名)  
代表者

年 ( 年) 月 日付け 発第 号で補助金の交付決定を受けた下記事業の実績報告が、下記の理由により遅延いたしますので、熊本市半導体関連企業との取引拡大支援事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により提出します。

記

- 1 補助事業の名称 半導体関連企業との取引拡大支援事業
- 2 遅延理由
- 3 実績報告書提出予定日



熊本市半導体関連企業との取引拡大支援事業補助金請求書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所  
申込者 企業名  
(団体名)  
代表者

熊本市半導体関連企業との取引拡大支援事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、補助金を下記のとおり請求します。

記

	千	百	拾	万	千	百	拾	円
金額						0	0	0

※金額の頭初に「¥」の記号を記載してください。

【振込先口座】

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・ 農協・その他 ( )	
	本店・支店・出張所	
預金種別	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄	
口座番号 ※右詰めで記入		
フリガナ		
口座名義		